

議案第 22 号

鯖江市火入れに関する条例の一部改正について

鯖江市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

林野火災に関する注意報および警報の新設に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市火入れに関する条例の一部を改正する条例

鯖江市火入れに関する条例（昭和60年鯖江市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、別記様式第1号による申請書2通に、次の各号に掲げる書類を添え」を「規則で定める申請書を」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「火入地」を「火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）」に改める。

第3条中「すべて」を「全て」に改める。

第4条第1項中「別記様式第2号による」を「規則で定める」に改める。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報または」を「もしくは乾燥注意報が発表され、または林野火災に関する注意報もしくは」に改め、同条第2項中「とき、または強風注意報、異常乾燥注意報または」を「場合または強風注意報もしくは乾燥注意報が発表され、もしくは林野火災に関する注意報もしくは」に、「ときには」を「場合には」に改める。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別記様式第1号および別記様式第2号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。